

重要文化的景観のレビューにみる 地域戦略としての役割

5222D021-9 長澤歩*

文化財として制度化されてから20年を迎える重要文化的景観は、地方公共団体の申出に基づいて地域景観を一体的に保全する点で特徴的であり、戦略的にその保護が目指されてきたのではないかとの認識のもと、本研究では重要文化的景観の計画に係るレビューを行った。まず制度としてどのような位置づけがなされているかを概観したのち、保存活用計画の精読から地域戦略に係るものとして「価値の捉え方」と「保存活用の方向性」の2つの観点を導出し、各自治体の地域戦略における重要文化的景観の扱われ方の様相を、類型化したパターンから捉えた。加えて、地域の戦略的意向が、選定範囲を拡大する追加選定において反映されており、地域資源を見いだす役割としての文化的景観の有効性が示唆された。

Key Words : 重要文化的景観, 地域戦略, 保存活用計画, 追加選定

1. 序論

(1) 本研究の背景

地域には、固有の自然基盤を背景に変化を続けながら今に至る歴史と文化がある。グローバル化の時代にあるからこそ、持続可能であるための地域の選択が求められつつけている。建築や土木をはじめとした学術分野においては、こうした地域が継承してきた価値を読み取り、断絶を防ぎ、どのように未来へと発展的に継承していくのかを体系的に論じる「地域文脈」論として、その知が経験則的に蓄積されてきたともいえる¹⁾。例えば、持続可能な地域の有り様を捉え模索するために、千年村プロジェクト²⁾や領域史研究³⁾、テリトリー研究⁴⁾などがそのプラットフォームとして話題性を有している。これらは、ある種の危機に瀕した地域で固有の文脈がどのように発見・保全されてきたか、地域存立の条件に迫る命題として注目度が高まっており、2011年の東日本大震災を大きな契機として、議論はより勢いを増しているとみられる。

一方で、こうした関心は、文化的景観(cultural landscape)とその保全政策にも根源的に潜在している、との指摘がある⁵⁾。即ち、「地域戦略」として、各地域の課題や取り巻く環境によって最適なものを自ら選択することが肝要である中で、どのように地域資源を見いだしデザインすべきか、その手掛かりが文化的景観に係る一連の学術研究や実践による知見の蓄積に一定程度残されているのではないか。

以上を概念としての文化的景観とするならば、次いで、制度としての文化的景観、即ち日本の文化的景観制度に視座を移せば、こちらは2004年の文化財保護法一部改正に伴い開始された比較的新しい制度概念である。地方公共団体の選定申出に基づいて国が選定する重要文化的景観は、約20年を経て着実に件数を伸ばしてきた。文化財行政においては、2018年に文化財保存活用地域計画が制度化されるなど⁶⁾、文化財を地域資源と捉え、保全と併せて地域づくりへ活かしていくための制度整備が強く推進される過渡期にある。その中で、重要文化的景観は、各自治体に保護対象の解釈や、調査・申請のスタイルが委ねられた振幅の広い文化財であり、景観まちづくりへの活用としても有効な手段だといえる。

このように、理念と実際の双方で、文化的景観制度の用法に注目が集まっている。また、重要文化的景観の事例の比較研究による相対的な価値の明瞭化や、これまでの成果の確認が求められていることも踏まえて⁶⁾、地域景観の保護を目指す地域戦略としての側面から文化的景観の実態に迫りたい。

(2) 本研究の目的と構成

以上の背景から、本研究では、重要文化的景観の選定を受けた事例の計画に係るレビューを実施する。その際、各自治体の価値の捉え方や申請目的および経緯などを参照し、レビューの観点に据えることで、地域戦略としての重要文化的景観の実態と役割を明らかにすることを目的とする。

*早稲田大学大学院創造理工学研究科建設工学専攻 景観・デザイン 佐々木葉研究室 修士2年

まず、景観保護の潮流の中で、文化的景観に係る国内外の取り組みや制度の現況を整理し、どのような位置づけがされているかを確認する(2章)。次に、重要文化的景観に選定された72件を詳細にレビューし、地域戦略の観点から類型化することで、申請の背後にある考えを整理する(3章)。続けて、追加選定を受けた事例に着目し、その目標像や実際に選定された箇所と3章で得た類型とを照合することで、それぞれの特徴と文化的景観の果たす役割を明らかにする(4章)。最後に、以上から導き出される結論を述べる(5章)。

2. 文化的景観の概念と文化財制度による保護

(1) 日本の文化的景観概念の導入経緯

文化財保護法における文化的景観概念の導入前後に限って、その経緯を簡単に記述する。導入の経緯には、棚田・里山等の文化的景観としての保護の機運が1990年代に高まったことが契機であった。文化庁は、世界遺産条約に文化的景観概念が導入されたことを受け、既存の枠組みにおける棚田の保護を検討した結果、名勝として姨捨ならびに白米の千枚田を指定したものの、新たなカテゴリーの文化財として評価を行うことの必要性を認識するに至った⁷⁾。

そこで、2000年に文化庁は「農林水産業に関連する文化的景観の保存・整備・活用に関する検討委員会」を設置し調査研究へ取り組み、日本における保護のあり方について方針を示した⁸⁾。調査の過程では、積極的に保護すべき重要地域として180件が抽出されたものの、「地域住民の合意形成とこれに対する地方公共団体の支援的施策が不可欠」であることから、市町村の申出に基づくボトムアップ型の保護制度が提言され、現在の法制度の骨格が形づくられた。

(2) 文化財としての文化的景観

文化的景観は、文化財保護法第2条第1項に掲げられる文化財の1つであり、「地域における人々の生活又は生業および当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義される⁹⁾。景観法に定める景観計画区域又は景観地区にある文化的景観にあって、都道府県又は市町村が保存のため必要な措置を講じているものうち特に重要なものは、都道府県又は市町村の申出に基づき、図-1のようなフローを経て国によって重要文化的景観として選定される。その際、図-2に示す選定基準において一つ以上該当する必要がある。

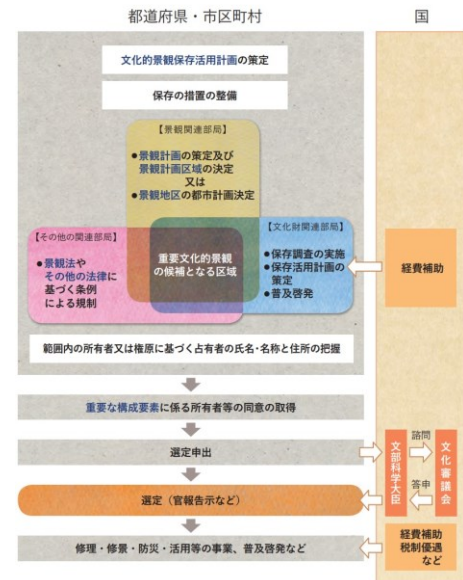


図-1 選定に至るまでの流れ⁹⁾より

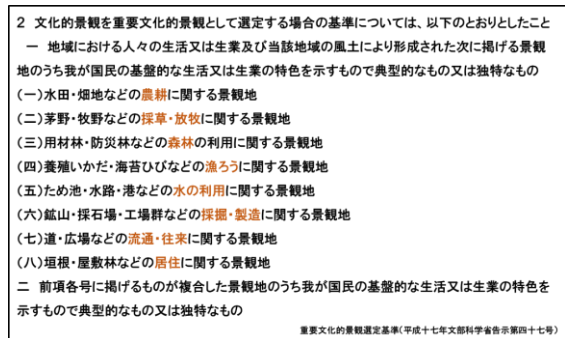


図-2 重要文化的景観の選定基準

(3) 重要文化的景観の現況

2024年1月現在、重要文化的景観に選定されているのは72件である⁹⁾。一覧を表-1に示す。また、各年度および累計の件数の推移を図-3に示す。法制化されてから、年5件ほどの割合で堅調に増加しているものの、直近2年は鈍化傾向にある。地区別で見ると、九州・沖縄に全体の約4割が分布し、残りの6割が他地域に点在している。選定の多かった2011年、2017年に着目すると、長崎・天草(2018年世界遺産登録)及び阿蘇(2024年現在世界遺産未登録)の世界遺産登録を目指す取り組みに関連して、それぞれ選定件数が押し上げられている。

3. 保存活用計画にみる地域戦略としての重要文化的景観の特徴

(1) 本章の目的と方法

本章では、地域戦略の観点からみた重要文化的景観の実態について明らかにする。先に示した選定フローの中で、例外なく策定される保存活用計画を軸

にレビューを行うことで、この目的を達成する。

(2) 文化的景観保存活用計画の概要

文化的景観保存活用計画（又は保存計画）は、地域の特性を基に文化的景観を保存活用するための計画で、申請に際して策定を求められる。その掲載事項は文部科学省令によって図-4 のとおり一定程度の定めがある一方で、各地域がそれぞれの特性に合わせて柔軟に情報量や体裁などを調整・付加しており、多彩な叙述の様相を呈している。また、後述の追加選定や、選定から十数年が経過し現況と計画との不整合が目立ったタイミングで、順次改訂が行われる。資料は、各自治体のHP または文化財担当者からの提供、国立国会図書館から収集した。

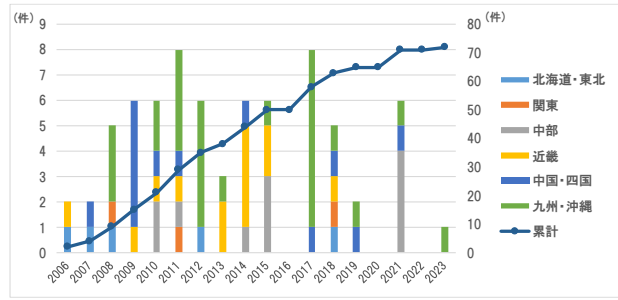


図-3 重要文化的景観選定件数の推移

Table with 7 rows listing items to be recorded in the plan, such as location and range, basic policy, preservation measures, etc.

図-4 保存活用計画の記載事項

(3) 重要文化的景観の特徴の概括

はじめに、特徴の大枠を把握するために、保存活用計画における計画策定の経緯や背景、調査により明らかとなった景観特性などをレビューした。既存言説も併せて参考にしながら、KJ法を用いて「対象地の特性」と「申請の背景とプロセス」の観点から6つの事例群を見いだした。以下、具体の事例を指す場合は、表-1を用いて「番号_市区町村名」のように示す。

対象地の特性

a) 都市の文化的景観

7_葛飾区をはじめとした都市部における事例であり、文化庁が2006年から2008年に行った「採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究¹⁰⁾」で、市街地景観及び複合景観としてリストアップされたものが該当する。26_宇治市をきっかけに、農山漁村ではない都市域の暮らし方が全体として評価されるようになった。清水¹¹⁾は、都市の文化的景観を成り立たせる要素として、サービス業（第三次産業）の存在があることと、自然の要素が多く占める文化的景観と比べ、人為的な変化に負うところが大きくなることを挙げている。

b) 広域の文化的景観

58-64_阿蘇をはじめとした複数自治体に跨る事例であり、申請前の調査を一括で行ったものが該当する。40-44_四万十川をきっかけに、広域にかかるひとつの自然環境とその暮らし方が評価されるようになった。広域の文化的景観の事例群の中には、必ずすべてに該当する選定基準があり、根底にある生業は共通している。恵谷¹²⁾は、共通した自然基盤を持ちながら、各市町村によって異なる景観の姿を、一連の文脈で語る事ができると指摘する。即ち、広域でみれば複合的な要素が含有されているが、各自

表-1 重要文化的景観の選定事例⁹⁾ (2024年1月現在)

Table with 7 columns: No., Prefecture/City/Town/Village, Name, Designation Year, Addition Year, and Addition Period. Lists 72 examples of cultural landscapes across various regions.

治体でみれば主となる自然基盤と連関して独立した景観がそれぞれ確認できる。

申請の背景とプロセス

c) 文化庁の調査研究による評価を重視して

先述した文化庁による「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究⁸⁾」(2003年)ならびに「採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究¹⁰⁾」(2010年)にて、重要地域もしくは2次調査対象地域としてリストアップされた事例であり、保存活用計画にその旨が明記されていたものが該当する。もともと保護活動は活発に起こっていなかったものの、国による評価を受けたことから選定を目指したケースであるといえる。

d) 世界遺産登録を目指す活動の一環として

35_岩国市をはじめとした世界遺産登録を目的にする事例であり、保存活用計画にその旨が明記されていたものが該当する。世界遺産登録にあたっては、事前に国内法による適切な保護管理体制が要請されているため、その意図によるものと考えられる。また、当初国主導であった、UNESCOに提出する世界遺産の暫定リストが、2006年から2007年にかけて地方公共団体による提案公募制へと一時的に変更されたことも大きな契機と推測され、4_大江町、8・9_佐渡市、10_金沢市、35_岩国市、58-64_阿蘇はその応募自治体に含まれている¹³⁾。一方で、世界遺産登録に関連した事例のうち、文化庁の調査研究によって評価されていたものは半数に満たず、明らかに周囲との関連において見出されている。

e) 地域の保全活動の継続として

選定活動以前に地域独自の条例等による景観保護の潮流があった、もしくは単体の文化財で世界遺産や国宝等の指定があった事例であり、前者は40-44_四万十川に、後者は26_宇治に代表される。既に地域の価値が示され、行われていた保全活動をより強固なものとするために選定を目指したケースであると読み取れる。地域保全活動の延長として選定を目指すものは、概ね2010年頃までに集中していることから、既存の文化財保護では対象とできなかった地域、或いは保護が十分ではなかった地域に対して、新たな保全のアプローチが可能となったことが窺える。

f) 奈良文化財研究所景観研究室の

受託事業等の調査研究に関連して

文化的景観制度を広く周知し推進してきた関係機関である奈良文化財研究所の景観研究室が¹⁴⁾、文化的景観の保護を目指した活動を実践している地域に対し、調査協力や自治体への助言及び提言を実施し

た結果、選定された事例である。a)とb)で述べたような、狭隘な視野では語ることの難しい文化的景観の様相を示している地域に有識者として協力することで、概念としての文化的景観の拡張を先んじて進めているといえる。

(4) 重要文化的景観にみる地域戦略の類型化

各自治体により重要文化的景観が用いられる側面を明らかにするために、地域戦略の類型化を試みる。本研究では、保存活用計画に地域戦略の一端が表出しているものと考え、精読を行うことで類型化を行う観点の抽出を行った。結果として、以下の2つに整理することができた。

a) 価値の捉え方

まず、有形の文化財は往々にして、そのもの自体を指し示す即物的な名称とされることが殆どだが、重要文化的景観の場合、各自治体に命名が委ねられており独自性があるといえるため、それぞれの名称に着目した。パターンを精査してみると、「地名+生業景観」「生業の解る地名」「地名+文化的景観」「○○の文化的景観」の4つに凡そ集約することができる。前者2つは主となる要素自体が極めて高い価値を示している事例、後者2つは地域に存在する種々の要素が一体となって価値を示している事例と解釈すれば、これは地域景観の価値の捉え方を示す指標として、一定程度の確かさを担保しているものと考えられる。

続けて、保存活用計画に記載の「重要な構成要素」(文化的景観の本質的価値を体現した保護の対象として不可欠な構成要素¹¹⁾)の一覧と、その特定要件に関する記述箇所と照らし合わせたところ、改めてこの指標が有意であり、解釈と区分が可能であった。即ち、主となる要素を守るために、それを成り立たせる関連要素を指定して保護する単独型と、地域を複合的に守るために、構成要素を一体的に指定して保護する複合型のどちらかに分けられる(表-2)。

選定面積で見れば複合型であるほど広く、単独型であるほど狭い傾向にある。景観という広域にわたる眺めを扱うことが出来るという意味では、複合型

表-2 価値の捉え方からみた類型化¹⁵⁾

類型	単独型	複合型
説明	主となる要素自体が極めて高い価値を示す	種々の要素が一体となって価値を示す
名称パターン	「地名+生業景観」 「生業の解る地名」	「地名+文化的景観」 「○○の文化的景観」
	37_宇和島市 遊子水荷浦の段畑	26_宇治市 宇治の文化的景観
具体例		

のような捉え方が有効である。一方で、単体の物や生業に特化した保護、つまり従来の文化財保護の延長として明瞭な評価を行い、調査と活用計画との整合性を高めたい場合、単独型のような捉え方がされるものと考えられる。

b) 保存活用の方向性

図-4に定めのある「保存及び活用に関する基本方針」および「整備に関する事項」、またそれに付随した保全方策に関する項目に着目した。

理由として、そもそも文化財保護法の目的に照らせば、当該文化財の保全を念頭に施策を行うのが前提であるが、2章でも言及したとおり文化的景観は景観を成り立たせる生業や生活の継続性、即ち保全しながら活用することを重視しており、その方策にこそ地域戦略としての側面が反映されると考えるからである。

実際の計画を概観したところ、概ね①修景・整備、②周知・交流、③活用施策、④具体事業、の4項目について言及されていた。具体例を表-3に示す。

以上の該当有無をすべての事例で精査した。なお、一つの事例でも複数の選定範囲に応じて保存活用計画がある3_遠野市、56_天草市などの場合はそれぞれの資料を個別に確認した。

まず、前述の①修景・整備ならびに②周知・交流は全ての事例に記載があった。その上で③活用施策に言及のあるもの、③活用施策と④具体事業の双方に言及のあるもの、の3つに分かれる。即ち、自治体による保存活用の方向性およびその具体性は、文化財保護として前提とされる保存および周知を第一とする保全型、保存から一歩踏み込んだ活用施策に対し言及のある保存活用型、さらに具体の事業化等

にまで念頭に置いている利活用型のいずれかに分類できる(表-3)。

(5) 地域戦略としての重要文化的景観の特徴

前項までを踏まえ、抽出を行った2つの観点から類型化を行うと、次のように解釈が可能であった。

a) 単独-保全

残存してきた景観や生業の滅失を防ぐための保全を行う、既存の文化財保護の延長に近い事例である。

b) 単独-保存活用

該当地域における重要な地域資源として、その生活や生業の持続性も含めた価値を重視している事例である。

c) 単独-利活用

前項から更に、方策を具体化する運営または検討体制が出来ている事例である。

d) 複合-保全

様々な要素が全体として地域のアイデンティティを保っており、その消失を防ぐための面的な保護を重視した事例である。

e) 複合-保存活用

諸要素が複合的であり、地域に活かすストーリーづくりのための戦略を重視する事例である。

なお、複合-利活用に該当した事例は、現時点で見受けられなかった。理由として、複合的な要素により成立する文化的景観に対しては、その複雑さから選定前では具体事業を想定しにくい可能性が挙げられる。

以上より、各自治体の地域戦略における重要文化的景観の扱われ方の様相を、類型化により導いたパターンから捉えることが出来た。

表-3 保存活用の方向性からみた類型化¹⁶⁾¹⁷⁾¹⁸⁾

記載項目	①修景・整備	②周知・交流	③活用施策	④具体事業
事例	68 豊後高田市	47 唐津市	11 輪島市	
計画	田染荘小崎の農村景観2次選定文化的景観保存計画	鹿野の棚田保存管理計画書	鹿野の棚田保存管理計画書	輪島市大沢町・上沢町間垣の里づくり計画
ページ	p.104	p.97	p.99	p.40
内容	A. 文化的景観の構成要素の補修 田染荘小崎の農村景観の選定地では、1次選定以降もその価値を守り伝えるため、重要な構成要素の補修を行った。田染荘小崎では、江戸～昭和初期の農家建築が多くあり、中でも重要建築物である阿部武則氏邸の馬廄(牛ルベ、江戸時代)については、補修しなければ滅失する可能性があったため、そのままの形態を維持しつつ補修を行った。また、経年や台風によって水田・農道等がき損する事例もあり、農業を守り伝えつつ、景観に配慮した形の補修を行った。 【実績】 ・平成24年度 田染荘水田整備事業 ・平成25年度 田染荘農道整備事業 阿部武則氏馬廄(牛ルベ) ・平成26年度 台風により毀損した水田3ヶ所の補修 ・随時 遊歩道・農道のメンテナンス	①棚田ウォーキング等の継続実施 棚田を活用した交流活動として、棚田を舞台とした様々なイベントを仕掛け、都市住民との交流を活性化させることを継続させる。現在までに行われてきたイベント等をベースに、地元住民が中心となった組織を中心都市、年間を通じて交流事業を企画していく。 ②体験・交流型イベント 子ども連や家族連れなど、様々な来訪者に、棚田における来づくり体験を通じて、棚田のすばらしい自然環境を学びの場として、棚田のもつ多面的機能の発見と環境に対する豊かな感性を養うことを目的に体験・交流型イベントを実施する。 山と緑に囲まれた美しい自然の中で、のびのびと作業をして汗を流し、時にはおしゃべりをしながら、お茶を飲みながら交流を楽しむ。自分の世話をした作物が育っていき、収穫する喜び、そしてありがたさを感じる。文化的景観に包まれた体験交流は、都市住民との交流の機会をつくりだし、地域活性化につながっている。	①耕作放棄地や休耕地を利用した山菜等の作付け 耕作放棄地や休耕地で米作だけでなく、他の農作物の生産を行うことも活用方策として検討すべきである。ワークショップ等においては、本地域に多く自生するワラビやセンママなどの山菜を作付け、収穫し、漬け物等の加工品として販売することで、比較的維持管理の手間が少なく、耕作放棄地や休耕地の再生が行えるという意見が多くあげられており、今後具体的な方策について検討が必要がある。	① 間垣作業を皆で担い支えるしくみづくり(仮)間垣サポーターバンクの創設 ● 支援を要する所有者の情報収集 間垣所有者の高齢化や空き家の発生などにより、間垣の維持管理・修理を行う人材が不足しています。そのため、間垣の修理に関する要支援者リスト作成や相談窓口の設置、ボランティア等の受け入れ等を進め、間垣の維持・管理が適切に行える仕組みづくりを進めます。 ● 間垣の維持管理システム(仮)間垣サポーターバンクの創設 ニガタケの安定確保と間垣の修理を円滑に行うため、(仮)間垣サポーターバンクを創設し、持続的に間垣の維持管理・修理が行える仕組みづくりの構築を検討します。単身高齢者などニガタケ採取や補修の作業が困難であったり、材料が不足しているために支援が必要な間垣所有者と、所有者ではないが作業支援が可能な人やニガタケ材の提供が可能な人、また学生ボランティアや地域外のサポーターをマッチングし、「ひと(作業員)」「もの(ニガタケ)」「かね(作業費)」を循環させていくことをめざします。
	記載例			
類型	保全型	✓	✓	
	保存活用型	✓	✓	✓
	利活用型	✓	✓	✓

4. 追加選定にみる地域戦略としての役割

(1) 本章の目的と方法

本章では「追加選定」に着目し、更に詳細な実態把握を試みる。その理由としては、追加選定を受けるための申請行為自体に、地域の戦略的な意向が色濃く表出していると考えられるからである。前章と同様に、保存活用計画を主なレビュー対象とするが、併せて当該事例が選定された説明理由が掲載されている選定説明文書を別途収集し、この目的を達成する。

(2) 追加選定の実態

追加選定とは、はじめて選定を受けたのちに、新たな選定範囲を申請することで、従来の選定範囲から拡大することを指す。現時点で追加選定が確認されている19件の事例について、選定面積をはじめとする基礎情報ならびに申出の考え方や申出予定区域図などを調査した。表-4に調査結果の抜粋を示す。

最多で四次選定にまで及び、多くは新たな土地所有者との合意による選定範囲の拡大を理由とした追加選定である。一方で、名称の変更および選定基準の追加・変更を伴って当該事例の性質が大きく変化していると認められる事例もある。なお、選定範囲の一部解除が27_宮津市にみられるが、市町村合併に伴う自治体域の変更によるものであり、棄損や消失が原因ではない。世界遺産登録を目指した事例と広域の文化的景観は、それぞれ同じ時期に追加選定が集中し、また追加選定までのスパンが短い傾向にあるため、広範に計画が立てられ、周囲と連携しながら合意形成を図るなどの戦略性が窺える。

(3) 追加選定の類型化

前項から明らかとなった特徴について、3章で実施した類型化を用いながら以下に説明する。

a) 景観を成り立たせる後背地としての選定

19_近江八幡市、36_上勝町、65_日田市、66_豊後高田市があてはまる。すべて単独型であり、保存活用計画の記述は保存活用・利活用タイプである事例が多い。即ち、生活や生業の持続性を重視しており、景観を成り立たせる要素を読み解き、理解したうえで保護に必要な箇所を追加しているといえる。

b) 複合景観を保護するための段階的な選定

1_平取町、3_遠野市、55_山都町があてはまる。複合型であり、保存活用計画の記述は保全タイプである事例が多い。即ち、地域のアイデンティティをなしている様々な要素に対し、都度選定の申出を行っているといえる。

c) 純粋な保護範囲の拡大としての選定

2_一関市、27_宮津市、43_四万十町、48_平戸市、49_小値賀町、53_長崎市、58_阿蘇市、61_産山村があてはまる。単独型か複合型かを問わず、保存活用計画の記述は保全タイプである事例が多い。即ち、文化財保護として前提とされる保存を第一とし、合

表-4 追加選定19件の調査結果(抜粋)

a) 景観を成り立たせる後背地としての選定		1.3選定の該当類型		1.3選定の該当事例		文化庁の調査研究の該当有無						
単独	複合	保存	復活	利活	都市	広域	学文研	保護	継続	記載	不載	文注
19_近江八幡の水郷												
選定面積	579.8	選定名称	近江八幡の水郷	選定基準	1	2	3	4	5	6	7	8
1次	174.6	追加選定	174.6	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
2次	13.7	追加選定	13.7	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
3次	166.7	追加選定	166.7	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
4次	225.8	追加選定	225.8	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
55_小値賀の水郷												
選定面積	59.5	選定名称	小値賀の水郷	選定基準	1	2	3	4	5	6	7	8
1次	16	追加選定	16	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
2次	43.3	追加選定	43.3	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
55_小値賀の水郷(追加選定)												
選定面積	228.8	選定名称	小値賀の水郷(追加選定)	選定基準	1	2	3	4	5	6	7	8
1次	141	追加選定	141	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
2次	224.7	追加選定	224.7	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
61_産山村の農村景観												
選定面積	612.8	選定名称	産山村の農村景観	選定基準	1	2	3	4	5	6	7	8
1次	92	追加選定	92	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
2次	500.8	追加選定	500.8	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
b) 複合景観を保護するための段階的な選定												
アイヌの伝統と近代開拓による少渡川流域の文化的景観												
選定面積	984.3	選定名称	アイヌの伝統と近代開拓による少渡川流域の文化的景観	選定基準	1	2	3	4	5	6	7	8
1次	4381	追加選定	4381	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
2次	3097.3	追加選定	3097.3	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
3次	2365	追加選定	2365	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
3_遠野 奥羽高原牧場 土淵山口集落												
選定面積	1888	選定名称	奥羽高原牧場 土淵山口集落	選定基準	1	2	3	4	5	6	7	8
1次	14161	追加選定	14161	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
2次	2.4	追加選定	2.4	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
3次	289.5	追加選定	289.5	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
55_遠野用水と自然台地の棚田景観												
選定面積	205.6	選定名称	遠野用水と自然台地の棚田景観	選定基準	1	2	3	4	5	6	7	8
1次	63.9	追加選定	63.9	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
2次	73.8	追加選定	73.8	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
3次	68.1	追加選定	68.1	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
c) 純粋な保護範囲の拡大としての選定												
1_一関市の農村景観												
選定面積	344.2	選定名称	一関市の農村景観	選定基準	1	2	3	4	5	6	7	8
1次	387.5	追加選定	387.5	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
2次	6.7	追加選定	6.7	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
27_宮津天橋の文化的景観												
選定面積	1255.1	選定名称	宮津天橋の文化的景観	選定基準	1	2	3	4	5	6	7	8
1次	1105.9	追加選定	1105.9	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
2次	152.7	追加選定	152.7	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
3次	-95.6	追加選定	-95.6	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
43_四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・住米												
選定面積	1347.2	選定名称	四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・住米	選定基準	1	2	3	4	5	6	7	8
1次	13392	追加選定	13392	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
2次	79.6	追加選定	79.6	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
53_長崎市の石積集落景観												
選定面積	765.7	選定名称	長崎市の石積集落景観	選定基準	1	2	3	4	5	6	7	8
1次	406.1	追加選定	406.1	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
2次	309.6	追加選定	309.6	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
55_阿蘇の文化的景観 阿蘇北外輪山及び中央火口丘群の草原景観												
選定面積	1026.6	選定名称	阿蘇の文化的景観 阿蘇北外輪山及び中央火口丘群の草原景観	選定基準	1	2	3	4	5	6	7	8
1次	612.6	追加選定	612.6	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
2次	515.4	追加選定	515.4	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
3次	598.6	追加選定	598.6	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
61_阿蘇の文化的景観 産山村の農村景観												
選定面積	396.5	選定名称	阿蘇の文化的景観 産山村の農村景観	選定基準	1	2	3	4	5	6	7	8
1次	65.3	追加選定	65.3	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
2次	301.2	追加選定	301.2	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
d) 新たな観点から価値づけを行うための選定												
40_四万十川流域の文化的景観 源流域の山村												
選定面積	948.5	選定名称	四万十川流域の文化的景観 源流域の山村	選定基準	1	2	3	4	5	6	7	8
1次	535.7	追加選定	535.7	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
2次	1140.8	追加選定	1140.8	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
42_四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・住米												
選定面積	3843.3	選定名称	四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・住米	選定基準	1	2	3	4	5	6	7	8
1次	33242	追加選定	33242	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
2次	5191	追加選定	5191	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
51_五島列島における開港を久し欠久賀島及び登壇島の集落景観												
選定面積	1284.6	選定名称	五島列島における開港を久し欠久賀島及び登壇島の集落景観	選定基準	1	2	3	4	5	6	7	8
1次	3881.1	追加選定	3881.1	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
2次	8964.9	追加選定	8964.9	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
56_天草沖津浦-今宮の文化的景観												
選定面積	857.7	選定名称	天草沖津浦-今宮の文化的景観	選定基準	1	2	3	4	5	6	7	8
1次	1589	追加選定	1589	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8
2次	997.3	追加選定	997.3	追加選定	1	2	3	4	5	6	7	8

意形成を終えた箇所に対し順次保護を行っているといえる。

d) 新たな観点から価値づけを行うための選定

40_津野町, 42_中土佐町, 51_五島市, 56_天草市があてはまる。保存活用計画の記述は保存活用タイプである事例が多く、広域な文化的景観または世界遺産登録を目指した事例である。即ち、周囲との関係において文化的景観としての価値づけが強くなされた上で、地域独自の要素を保存活用していくために追加選定を行っているといえる。

以上より、追加選定に着目して調査したところ、3章で行った保存活用計画から抽出した類型化と実際の選定申出に関する行為には関連性があることが分かった。加えて、重要文化的景観の選定へ向けた各々の地域の戦略的意向が、選定範囲を拡大する追加選定において反映されていることを示した。

(4) 地域戦略にみる追加選定の特徴

前項の類型化を踏まえて、文化的景観が果たした役割について考察する。

まず、b)複合景観を保護するための段階的な選定およびc)純粋な保護範囲の拡大としての選定は、当初各自治体が定めた目標像や申出の計画に従って、着実に選定範囲を広げようとする意向が強く、合意形成の取りやすい箇所や、既に価値が明らかに認識されている箇所から選定申出を行うなどの計画策定上の戦略性が垣間見える。

地域景観の保護を目指した地域戦略としての文化的景観、という観点から注目されるのは、a)景観を成り立たせる後背地としての選定およびd)新たな観点から価値づけを行うための選定である。

a)景観を成り立たせる後背地としての選定は、選定前から景観の保全活動を行っていた場合が多く、元から景観に対する造詣が比較的深い地域である。例えば、66_豊後高田市では、荘園遺跡の調査、史跡指定の検討、圃場整備の議論などの経緯を経たのち、農林水産省の田園空間整備事業の導入によって、景観の保全がなされた¹⁹⁾。この際、原風景の保存として指定された範囲は小崎地区の耕作地24haであり、伝統的な棚田景観がみられる箇所に限定されている。その後、重要文化的景観への選定を目指すこととなり、文化的景観保存調査を行うにあたって、「調査範囲は、田染小崎全域と田染真中の一部とし、更なる文化的景観としての価値付けを行なうため、これまでの歴史的調査に加え、植生・動物・地形・地質・気象などの自然的調査や建造物調査も実施」したことで、後背地の里山一帯も一次選定箇所の棚田の理解と維持のために重要であるとの方針が示され、一

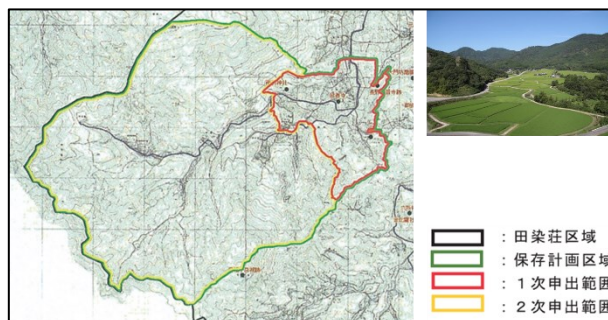


図-5 66_豊後高田市の選定申出範囲²⁰⁾



図-6 56_天草市の選定申出範囲²¹⁾

体的に選定を目指すこととなった¹⁶⁾。

即ち、保護対象の主な地域資源は変化していないものの、文化的景観概念を導入したことにより景観そのものへの認識や理解が変わっていったものと考えられる。

次いで、d)新たな観点から価値づけを行うための選定は、文化庁の調査研究により評価されていた場合が多く、元から地域景観の価値を比較的認識していた事例である。例えば、56_天草市では、崎津地区が文化庁の調査研究で重要地域とされ、当時世界遺産の暫定リストにあった「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産ともなっていたことから、重要文化的景観の選定を目指すこととした²⁰⁾。一方でこの地域は、崎津地区に隣接した今富地区をあわせた「富津」として、双方の流通・往来に係る歴史的背景が重要であり、文化的景観保存調査においても二次選定範囲となる今富地区を含むなど、当初から一体的な選定が念頭におかれていた。

即ち、保護対象の主な地域資源は従来から拡大しており、文化的景観概念を導入したことにより潜在的な地域資源を捉えることが可能になったものと考えられる。

以上のケーススタディより、地域戦略としての文化的景観が、地域資源を見いだす役割として有効となりえるという示唆を得た。

5. 結論

(1) 本研究の成果

本研究の成果は以下の通りである。

- 日本における文化的景観制度は、ボトムアップの文化財保護として独自性を持った制度との認識がなされ、多様な地域景観の保護の受け皿として今日まで運用されてきた。(2章)
- その成果としてこれまでに選定された72件の事例を、地域戦略に係るものとして「価値の捉え方」と「保存活用の方向性」の2つの観点から説明することが可能であり、各自治体の地域戦略における重要文化的景観の扱われ方の様相を、類型化により導いたパターンから捉えることが出来た。(3章)
- 地域戦略が顕著に現れていると考えられる、追加選定を受けたことのある19件の事例に焦点をあて、各自治体の目標像、選定申出の考え方、実際に選定された範囲などを詳しく調査したところ、3章の類型との関連性が見受けられた。加えて、重要文化的景観の選定へ向けたそれぞれの地域の戦略的意向が、追加選定において反映されており、地域資源を見いだす役割としての文化的景観の有効性が示唆された。(4章)

(2) 今後の展望

本研究では全ての事例において収集が可能な保存活用計画からレビューを試みた。こうした比較分析によって各事例の相対的な価値を明らかにする学術研究は、絶対的な指標をもって価値判断することの難しい文化的景観だからこそ、今後も様々な角度から積極的に行われるべきだと考える。

<注釈>

- [1] 2008年の文化庁文化財部長通知において、「文化的景観の保存に関する必要な調査において特定する構成要素のうち、形態・意匠等が独特又は典型であるとともに、技術・素材等の観点から顕著な固有性を持つものであって、文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として不可欠な構成要素」と定義される。

<参考文献>

- 1) 日本建築学会：地域文脈デザイン まちの過去・現在・未来をつなぐ思想と方法，鹿島出版会，2022。
- 2) 千年村プロジェクト事務局：千年村プロジェクト，<http://mille-vill.org/>，（最終閲覧：2024.01.30）。
- 3) 日本建築学会：特集＝都市史から領域史へ，建築雑誌，日本建築学会，2015。

- 4) 木村純子・陣内秀信：イタリアのテリトリー戦略，一甞る都市と農村の交流一，白桃書房，2022。
- 5) 文化庁：文化財保存活用地域計画について，https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/bunkazai_hozon/，（最終閲覧：2024.01.30）。
- 6) 恵谷浩子：文化的景観という取組の有効性と課題，農村計画学会誌，Vol.33，No.2，pp.157-158，2014。
- 7) 本中眞：文化財保護法における”文化的景観”導入の意味と今後の展望，第16回国際文化財保存修復研究会報告書，pp.15-42，独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所国際文化財保存修復協力センター，2005。
- 8) 文化庁文化財部記念物課：日本の文化的景観農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書，同成社，2005。
- 9) 文化庁：文化的景観，<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/keikan/>，（最終閲覧：2024.01.30）。
- 10) 採掘・製造，流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究会：都市の文化と景観，同成社，2010。
- 11) 清水重敦：いま地域の変化を許容し、価値を認めることー文化的景観の課題と可能性，<https://www.10plus1.jp/monthly/2019/02/issue-02-3.php>，（最終閲覧：2024.01.30）。
- 12) 恵谷浩子：四万十川流域における広域の文化的景観の捉え方：流域圏学会誌，Vol.1，pp.13-18，2012。
- 13) 文化庁：我が国の世界遺産暫定一覧表への文化資産の追加記載に係る調査・審議の結果について，https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/sekaitokubetsu/shingi_kekka/，（最終閲覧：2024.01.30）。
- 14) 奈良文化財研究所：景観研究室，<https://www.nabunken.go.jp/org/bunka/landscape.html>，（最終閲覧：2024.01.30）。
- 15) 全国文化的景観地区連絡協議会：加盟団体の文化的景観紹介，<https://www.bunkeikyo.jp/landscape/>，（最終閲覧：2024.01.30）。
- 16) 豊後高田市教育委員会：田染荘小崎の農村景観2次選定文化的景観保存計画，2016。
- 17) 唐津市教育委員会：蕨野の棚田保存管理計画書，2008。
- 18) 輪島市教育委員会：輪島市大沢町・上大沢町間垣の里づくり計画，2015。
- 19) 海老澤衷，服部英雄，飯沼賢司：重要文化的景観への道ーエコ・サイトミュージアム田染荘，勉誠社，2012。
- 20) 豊後高田市教育委員会：田染荘小崎文化的景観保存計画，2010。
- 21) 天草市教育委員会：天草市崎津の漁村景観保存調査報告書保存計画書，2011。